

どうする？どうなる？



インボイス

～インボイス制度講習会開催のお知らせ～

本講習会は、登録申請書の記入方法や実際に登録した後の請求書の作成方法等が学べる内容となっております。
いまのうちにインボイスについてのお悩みを解決しておきませんか？

**受講
無料**

日時

令和4年**12月1日(木)** 14時30分～16時30分

会場

河辺雄和商工会

秋田市河辺和田字上中野176-3

講師

税理士

尾形 昂 氏

尾形昂税理士事務所

「免税事業者だから関係ない！」

「まだ1年あるから大丈夫！」

なんて思っていないませんか...？

この制度の内容を知らず今までどおりの取引、帳簿記録のままでは、これまでの取引が断られる恐れがあるなど免税事業者も無関係ではありません。インボイスの発行には税務署への登録が必要で、制度開始時点から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。期日が迫っています。

参加申込書

締切日：11月24日(木)



必要事項をご記入のうえ商工会へFAX(882-3774)にてお申込みください。

事業所名		
参加者名	お名前	お名前
連絡先		

インボイスに対する疑問がありましたらご記入ください。

例：インボイスに登録しなかったらどうなるの？